

部会運営に当たっての基本方針（部会長案）

1. 点検検証部会の設置の背景

- ・昨年 12 月に発覚した毎月勤労統計調査の不正事案を受け、政府が基幹統計に関する点検を行った結果、不適切な事務処理が行われているものが発見された。本年 1 月 24 日、総務省から統計委員会に対して、新たな専門部会を設置し、基幹統計及び一般統計について、問題事案の再発防止及び統計の品質向上を目指した検証を行うよう要請があった。
- ・統計委員会は、1 月 30 日の会合において、①中立的な審議確保のため外部専門家の参加を得ること、②統計委員会担当室に適切な人事配置を行うこと、③各省統計幹事が指導力を発揮して、部会審議に全面的に協力すること、を条件としてその要請を受け入れ、既存の統計業務プロセス部会を発展的に改組して設置した点検検証部会において、この業務を行うことを決定した。
- ・この前提条件については、2 月 15 日に総務省から対応について回答があったことから、これを了として、同日、「統計委員会の対応について」が正式決定された。本部会の運営は、この「統計委員会の対応について」を基礎として、それをさらに具体化した基本方針に基づいて行うこととする。

2. 点検検証の基本方針

- ・当部会においては、問題事案の再発防止及び統計の品質向上を目指して、基幹統計及び一般統計の作成・公表等のプロセスについて、各府省から誠実に提供された情報を基に点検検証を行う。仮に不適正事案が発見された場合には、その発生の経緯及び原因、社会的な影響の大きさ、善後策の適否、再発防止策等を取りまとめる。
- ・点検検証の対象は、統計法に定める基幹統計及び一般統計とする。
- ・点検検証においては、審議における中立性の確保、情報の適時開示、透明性の確保に最大限努める。
- ・点検検証を効率的に行うため、統計ごとの重要度やリスクを勘案した「ターゲット型点検審議」を行うこととし、それに先立ち、ターゲットとなる統計及び項目を絞り込む「予備審査」について、客観基準を設定した上で行う。

3. 点検検証の進め方

- ・委員等は、点検検証の対象となる府省から独立した立場で判断を行うこととし、点検により各府省に不利となる事案が発見された場合であっても、それを客観的に判断・評価し、報告書に記載する。
- ・委員等は、点検対象となる府省の統計の作成プロセスに関与した経験（過去 5 年以内）が

ある場合には、その旨を事前に申告するとともに、当該統計に関する審議には参画しないこととする。

- ・審議を効率的かつ迅速に進めるために、当面、2つのワーキンググループを設置し、並行して審議を行う。
- ・部会から各府省に対しては、誠実かつ適切な情報の提供を要請し、それにより提供された情報に基づき、ワーキンググループにおいて審議を行う。また、必要に応じて各府省に対して質問し、回答を求める。
- ・点検検証の過程において不適正と疑われる事案が発見された場合には、当該府省に対して、速やかに正確な事実確認を行ってその結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求める。
- ・部会及びワーキンググループにおける審議状況については、直近に開催される統計委員会に報告して意見を求め、それを踏まえて部会及びワーキンググループを運営する。
- ・部会の報告書案については、部会長の指示の下で事務局がたたき台を作成し、部会における審議・修正の上、これを委員会に提出する。
- ・部会においては、最初に「基幹統計の点検及び今後の対応について」（本年1月24日、総務省公表）掲載の点検結果について評価を行った上で、今春までに、基幹統計及び一般統計の予備審査を行うことを目標とする。
- ・その結果を踏まえて、重要な課題があると判断される統計に的を絞ってターゲット型審議を行う。

検討に当たっては、不適切事案について、例えば、①利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り、②利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り、③数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合、④数値の誤りも利用上の支障も生じない場合 など、影響度に注目した段階分けにより、分かりやすく整理するよう努める。

- ・部会では、6～7月までに第一次の再発防止策等の提案を取りまとめる。

(以上)